

## 残余財産の帰属について（案）

大阪・関西万博奈良県実行委員会の解散に伴う残余財産の帰属は、以下のとおりとする。

### 1. 金銭（残額約1,350千円（見込））

- ・負担金を負担した会員（奈良県及び県内市町村）に負担金の負担割合に応じた額を返還する。

### 2. 奈良の木茶室

- ・第77回全国植樹祭奈良県実行委員会に無償譲渡する。

万博会場催事「ALL NARA FESTIVAL」にて令和7年5月27日から29日まで使用し、現在は解体して保管中。

会場での活用の様子



現状



### 3. その他の財産（契約に基づいて納品された成果品など）

- ・奈良県に帰属させる。

[参考] 大阪・関西万博奈良県実行委員会会則（抜粋）

（残余財産）

第17条 本会が解散した場合に存する残余財産の帰属については、本会で審議の上、決定する。